

平成 17 年度以降の事業実施の方向性について

【前提（確認事項）】

1. 2年間の国負担体制期間を終えた技術分野は、原則、手数料徴収体制へ移行する。17年度は、酸化エチレン処理、小規模事業場向け有機性排水処理、山岳トイレの3分野。
2. 3技術分野以外の分野については、17年度も原則、これまでと同様の体制で実施する。
3. 手数料は、試験実費に当たる部分とし、これには、試験に伴う人件費や旅費を含む。試験実費以外の費用分担は、従来と同様。
4. 手数料徴収等の事務手続きの円滑化のため、3技術分野については、「実証運営機関」を設置する。申請者は実証運営機関に手数料を納付し、実証機関は実証運営機関から委託を受ける。
5. 実証運営機関は、当面、技術分野ごとに1機関ずつの設置を検討。また、当面、公的機関又はNPOから選定する。
6. 手数料の中小企業等への支援については、本モデル事業内での手当ては困難であるが、他の枠組みによるものとの連携を検討する。
7. 技術実証のベネフィットを増すため、米国と同様の方法により、実証済み技術に対してロゴマークを交付する。

【17年度実施の上での論点】

（全般的事項）

1. 技術分野の廃止の手続きについて [実施要領・第1部第2章、第2部第5章]
これまで、技術分野の廃止のための手続きがなかったが、廃止の手続きを実施要領に明記しておくべきではないか？
2. 手数料徴収体制の例外措置について [実施要領・序]
17年度手数料徴収体制に該当する技術分野であっても、手数料徴収体制への移行になお課題がある場合には、課題の解決の検討を優先すべきではないか。ただしその場合は、実証機関等の公募を行わないことを前提とし、課題解決の検討に専念すべきではないか。（山岳トイレ技術分野における検討結果）

（手数料徴収体制に関する事項）

3. 実証試験が中断された場合の扱いについて [実施要領・第2部第8章]
何らかの理由により実証試験が完了されなかった場合、手数料は、実行された部分に要した額を精算、という考え方でよいのか？
4. 手数料額の決定時期について [実施要領・第2部第4章、第2部第6章]
実証機関の公募前の段階では、機関により単価が異なることなどから、手数料額は決定できないが、対象技術の公募前の段階では、手数料額の目安がある程度分かっている必要がある。従って、

実証機関選定後、速やかに、手数料額の目安を決めておくべきではないか？（場合分けごとに幅のあるもので可）

5. 対象技術の「選定」と「審査」について [実施要領・第2部第6章]

手数料徴収体制においては、実証機関が対象技術を「選定」することは不適切ではないか？ 要件を満たすかどうかの「審査」のみとすることが適切ではないか？ またその際、季節の影響の問題がある場合等を除き、実証機関のキャパシティの範囲内において、対象技術の公募期間を可能な限り長く取るべきではないか？

（手数料徴収体制と国負担体制に共通する事項）

6. 対象技術の審査の要件について [実施要領・第1部第5章、第2部第6章]

「過去に公的資金による類似の実証が行われていないこと」を、対象技術の審査の要件に加えるべきではないか？ また、同一と見なせる技術が複数の実証機関に対して申請された場合には、1機関でのみ実証が行われるよう調整すべきではないか？

7. ロゴマークの使用方法について [実施要領・第1部第10章、第2部第11章]

ロゴマークの使用は、米国の例にならい、実証事業そのものの紹介、実証済み技術の紹介、に限定することでよいのか？ その際、には制限を設けないが、については、環境省等による認証・認可を少しでも謳うような状況での使用を制限することでよいのか？

8. ロゴマークの交付の範囲について [実施要領・第1部第10章、第2部第11章]

本モデル事業の普及のため、また、技術実証の効果の計測のため、ロゴマークは、国負担体制のものにも交付すべきではないか？ また、16年度以前に実証された技術についても、さかのぼって交付すべきではないか？

17年度から手数料徴収体制となる、酸化エチレン処理技術分野及び山岳トイレ技術分野について、各WGでの検討状況は別添1・2のとおり。（小規模事業場向け有機性排水処理WGは検討中）

【18年度以降に向けた今後の検討事項】

1. 国負担体制による実施期間の継続の要否

モデル期間終了後(平成20年以降)の本格事業においては、新たに選定される技術分野に対し、実証試験法確立のための「国負担体制による実施期間」を設けるべきか？ またもし設ける場合には、2年間が必要か？（米国の例等を今後精査する必要があるが、本格事業においてもパイロットは行われている模様）

2. 分野別WGの統廃合

現行の、詳細技術分野ごとのWG設置は、WG数が増加するにつれ、非現実的となる。大括り分野ごとのWG設置へ、統廃合を検討すべきである。

3. 実証運営機関の統廃合

17年度は、適切な機関がないと想定されるため、技術分野ごとに実証運営機関を設置する予定であるが、いずれは、韓国型の全国1機関の実証運営機関体制に移行すべきではないか？